

お知らせ

マンション管理業者の皆様へ
 [業者標識の表記事項が一部改正されました！]
 [平成21年7月末までに措置が必要です！]

昨今、マンション管理業者において、登録更新時期を失念し、期限切れによって失効となる事案が多くなっております。

国土交通省ではこのような事例の発生を防ぐため、マンション管理業者が事務所に掲げることとされている標識の表記事項に「登録の有効期限」を加えることとするマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則の改正を行いました。

つきましては、下記様式のとおり改正をお願いします。

本改正は、平成21年5月1日に施行されておりますが、経過措置として、同日以前に掲示されているものについては、平成21年7月末までは、改正後の標識とみなされ、使用することが可能です。平成21年8月1日以後は、従前の様式のままの標識の使用は禁止されますので、ご注意ください。

別記様式第二十六号 (第八十一条関係)
 (旧) 様式

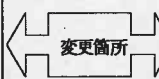
マンション管理業者票	
登録番号	国土交通大臣()第 号
登録年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
代表者氏名	
この事務所におかれている専任の管理業務主任者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

35 cm以上

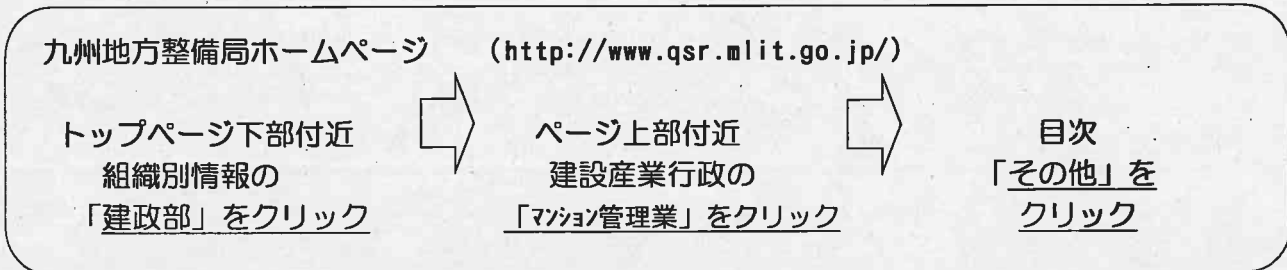
別記様式第二十六号 (第八十一条関係)
 (新) 様式

マンション管理業者票	
登録番号	国土交通大臣()第 号
登録の有効期間	年月日から 年月日まで
商号、名称又は氏名	
代表者氏名	
この事務所におかれている専任の管理業務主任者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

35 cm以上



なお、今回の改正に関する様式については、九州地方整備局のホームページに掲載しております。



また、ホームページには、今回の内容以外にもマンション管理業に係る情報を掲載しておりますので、ご参照ください。

《問合せ先》 国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 不動産業第二係
 TEL : 092-471-6331 (内線6154)